

平成28年(行ウ)第84号

大東市灰塚給水ポンプ室談合損害請求事件(住民訴訟)

原 告 光城敏雄外4名

被 告 大東市水道事業管理者職務代理人 松本剛

原告準備書面(6)

2017年12月7日

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄

弁護士 辻 公 雄

弁護士 豊 島 達 哉

弁護士 西 川 満 喜

被告準備書面(7)について

1. 被告は、入札予定者は本件入札公告時に公表されている設計書(乙42号証)をもとに入札額を積算し、設計書(乙42号証)には「次亜塩素酸ナトリウム貯蔵室・ポンプ室全体における機械設備工事(機器設置・配管工事)」、「電気設備工事(空調・換気電源工事・コンセント設備工事)」、「電気設備工事(照明設備工事)」(以下、「本件追加工事」という)が記載されていないことから、これらの工事が本件入札の対象外であったことを入札予定者は十分承知していたと主張する。

しかし、乙42号証の設計書は、入札予定者が入札金額を検討するため積算の一応の参考にするものである。一般的に、入札予定者は、入札金額の積算を

する場合、設計図（乙43号証）を「正」として入札対象となる工事内容を把握する。設計書は、積算において「正」となる設計図を補充するための資料にすぎない。入札予定者は、「正」である設計図（乙43号証）に本件追加工事が含まれているのだから、本件追加工事を含む工事として積算するのが通常である。

また、一般的に、設計図に含まれていて設計書に記載のない工事を入札対象としないのであれば、その旨を明確にするため「別途とする」等記載されることになっている。設計書（乙42号証）にはその旨の記載もないのだから、入札予定者が、まともに積算をしているのであれば、当然、本件追加工事を含む工事として積算をしているはずである。あるいは、入札予定者がまともに積算しているのであれば、入札予定者から質疑が出ているはずである。さらに、質疑が出ているのであれば、大東市からその旨ホームページ上で公表されるか、入札参加者に質疑に関し通知がなされるなど入札を公平に進めるためにしかるべき手続がとられているはずである。設計図と設計書とのずれをあいまいにしたまま進められた本件入札が、公平性を欠くことは明らかである。

以上のとおり、本件入札で実際にどの様な工事が求められているのかは、乙43号証の設計図を検討しなければならならず、設計図に基づいて具体的な入札金額を入札予定者は積算するものである。そして被告も認めるとおり、乙43号証の図面は本件追加工事も含めて記載しているのであるから、入札予定者は当然本件追加工事もまた、入札の対象となる工事と認識していたものと考えられる。

そうであれば、更に追加工事として、乙42号証に既に記載されている工事について改めて随意契約を結ぶのは、二重に請負代金を支払うものであり、不当違法な契約と言える。

2. 被告は、本件追加工事の代金が入札予定額に比して少額であること、入札落札者に附帯する設備工事の随意契約をすることは大阪府のガイドラインで認

められていること、更なる競争入札が煩雑であること等を理由にして、追加工事を随意契約でしたことを正当化するが妥当ではない。

追加工事それ自体の価格について適正さが要求されるのであって、本体工事価格との比率を検討する事に意味はない。また本件追加工事は入札予定者が検討する設計図に既に記載された工事を追加工事と称して、追加的に代金を支払ったものであるから、入札時には全く含まれていなかつた新たな工事について、入札者に新たに随意契約を結ぶ場合とは全く事案が違い、府のガイドラインにより正当化できるものではない。更に、手続きが煩雑であることも理由となるない。

設計図に基づいて積算を行い、予定価格では請け負えないと考え、入札に参加することを諦めた業者がいたかもしれないし、そうであれば入札の競争性・公平性・透明性は大いに害されているのである。

また本件について、落札した三住建設は、当然設計図（乙43号証）を見て入札しているであろう。そうであれば本件追加工事の記載が設計図にあるのだから、当然入札時に本件追加工事も含めて、入札金額を決めたはずである。そうであれば少なくとも新たな追加工事についての代金は三住建設にとっては不当利得と言える。